

「南紀熊野ジオパーク」マーク使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「南紀熊野ジオパーク」マーク（以下「マーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、マークの使用により、南紀熊野ジオパークの普及啓発を図ることを目的とする。

(図柄)

第2条 この要領においてマークとは、「南紀熊野ジオパークロゴマークマニュアル」に定めるものとし、マークを変形してはならない。

(マークに関する権利)

第3条 マークに関する著作権は、南紀熊野ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）に帰属するものとする。

(使用対象者)

第4条 マークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1条の目的に賛同し、この要領に規定する手続きを行う者が使用することができる。

- (1) 南紀熊野ジオパークの趣旨に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれのある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) 暴力団等との関係がある場合
- (6) その他、会長がマークの使用について、著しく不相当と認めた場合

(使用対象媒体)

第5条 南紀熊野ジオパークに賛同する下記の媒体に使用することができる。

- (1) イベントのチラシ・ポスター・パンフレット・のぼり・幕等
- (2) 特産品等
- (3) 名刺・名札
- (4) ホームページ
- (5) その他南紀熊野ジオパークの普及啓発に有効と認められるもの

(使用登録)

第6条 マークを使用する者は、あらかじめ「南紀熊野ジオパーク」マーク使用登録書(様式第1号)を協議会会長に提出するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める手続きを省略することができる。

(1) 協議会構成団体が使用するもの

(2) 協議会及び協議会構成市町村から依頼のあったもの

(3) 「南紀熊野ジオパーク推進協議会後援名義使用承認に関する要綱」に基づき、協議会から後援名義の使用承認を受けたもの

(4) その他、協議会が特に認めたもの

3 第4条及び第5条の規定に反する場合は、使用登録ができないものとする。

(使用料)

第7条 マークの使用については、無料とする。

(使用報告)

第8条 マークを使用した者又はマーク使用を依頼した協議会及び協議会構成市町村の担当者は、マーク使用后すみやかに、「南紀熊野ジオパーク」マーク使用報告書(様式第2号)を協議会事務局に提出するものとする。ただし、第6条第2項第3号に該当する場合は、これを省略することができる。

(使用者の責任)

第9条 マークの使用に関して発生する一切の責任は、マークの使用者によるものとし、協議会はその責を負わないものとする。

(使用の禁止)

第10条 使用登録した後に、この要領に反する事実が判明したときは、使用を禁止することとし、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるものの他、マークの取扱いに係る必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要領は、平成26年8月28日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

南紀熊野ジオパーク推進協議会会長 様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者）
電話番号

「南紀熊野ジオパーク」マーク使用登録書

下記のとおり、「南紀熊野ジオパーク」マーク使用取扱要領第4条及び第5条の規定に反しないことを誓約し、南紀熊野ジオパークの普及啓発のために「南紀熊野ジオパーク」のマークを使用したいので使用登録をします。

記

1 使用目的

2 使用媒体

3 添付書類

企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等）、その他使用登録に必要な書類

様式第2号

「南紀熊野ジオパーク」マーク使用報告書

(報告者)

所属	
氏名	
連絡先	

(使用媒体)

使用媒体名	
使用媒体数	
使用者名	

(*イベント関連に使用した場合のみ記入)

開催日時	
イベント名	
開催場所	
イベント内容	
主催者	
参加人数	

備考	
----	--

(添付書類) *使用媒体又は、使用媒体の写真

--